

## 平成25年度第6回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成25年9月24日(火)

会 場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午後00時15分

### ○出席委員(8名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	松 永 隆
	改 原 博 明
	内 藤 信 博

### ○参考人

南 区 長 永 目 工 嗣

事務局

それでは、ただ今から平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会次第」、並びに「平成 25 年度第 6 回富合町合併特例区協議会」の冊子、「補正予算参考資料」及び「新市基本計画掲載事業（富合町域）関連事業に係る資料」以上 4 点の資料を配布しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆様おはようございます。

ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として、永目南区長にご出席をいただいております。参考人には忌憚りの無いご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員についてでございます。協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、松永委員と内藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

それでは、協議第 1 号「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）（案）」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局（総務班）

総務班です。協議第 1 号、「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）（案）」についてご説明いたします。資料は 1 ページからとなりますが、まず、5 ページをお願いします。「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）」でございます。第 1 条に記載しておりますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 237 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,063 万 5 千円とする」ものでございます。補正の概要につきましては、別冊の参考資料にてご説明いたします。参考資料の 1 ページをお願いします。まず、②「使用料及び手数料」ですが、19 万 4 千

円の減額補正でございます。主な要因としましては、保健体育施設である屋外運動場及び雁回公園の使用者数の減によるものです。③「財産貸付収入」は減額補正額 1 千円ですが、10 月 1 日～5 日まで施設の使用を中止するとしたことによる決算調整の減です。④「繰越金」の増額補正額 238 万 5 千円ですが、平成 24 年度決算における今年度への繰越金です。続きまして、⑤「諸収入」ですが、8 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、さわやか学級受講者数の減によるものです。最後に①「合併特例区交付金」ですが、455 万 8 千円の減額補正でございます。これは、ただ今ご説明しました合併特例区交付金を除く②～⑤の歳入予算の補正の合計額 218 万 2 千円と次ページでご説明いたします歳出予算の減額補正額 237 万 6 千円を合わせまして 455 万 8 千円の減額補正となったものです。

次に、2 ページをお願いします。歳出の概要についてご説明いたします。まず、①「富合町合併特例区運営等経費」ですが、38 万 3 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、区長の満 75 歳到達に伴い後期高齢者医療保険制度へ移行したことによる共済費の執行残 25 万 3 千円及び協議会広報紙の執行残 8 万 6 千円によるものです。②「公の施設の設置及び管理経費」ですが、92 万 4 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、雁回館、屋外運動場及び雁回公園の管理・整備に係る需用費及び委託料の執行残 90 万 1 千円や、健康づくりセンター雁回館の改修経費として「緞帳解体撤去委託」の執行残 2 万 3 千円によるものです。③「コミュニティ関連施策経費」ですが、17 万 3 千円の減額補正でございます。これは、富合町体育協会活動補助金（運営補助）によるものです。④「地域振興イベント並びに文化伝統及び伝統の継承」ですが、7 万 2 千円の減額補正でございます。これは、さわやか学級（高齢者学級等）講師謝礼金の執行残によるものです。最後に、⑥「国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業」ですが、82 万 4 千円の減額補正でございます。主な要因としましては、「ふるさと総合健診事業」及び「腹部超音波検診事業」に係る受診見込者数の減に伴う委託料の執行残によるものです。

したがいまして、歳入歳出予算ともに、総額 237 万 6 千円の減額補正となり、補正予算後の歳入歳出予算の総額が、4,063 万 5 千円となるものでございます。詳細については、協議会資料の 9 ページから 17 ページに、「補正予算事項別明細書」を添付いたしておりますのでご確認をいただければと思います。

以上が、「平成 25 年度合併特例区一般会計補正予算（第 2 号）」の説明でございます。よろしくお願いたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「協議第 1 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

歳出における協議会広報誌発行費用で、8万6千円の執行残がありますが、これは10月発行分ですか。

事務局（総務班）

これは予算編成時に業者からいただいた参考見積を元に予算を計上しましたが、実際の契約の段階では見積時より金額が下がったため、その差額分となります。業者と契約した金額で、当初計画しておりました発行回数、ページ数で執行しております。

松永 隆 委員

予算額と落札価格の差額ということですね。

事務局

はい。そうです。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、「平成25年度富合町合併特例区補正予算（第2号）（案）」については、原案のとおり同意ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

田中 榮信 議長

それでは、「協議第1号」につきましては、原案のとおり同意いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、協議第2号「合併特例区終了後の特例区事業について」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局（まちづくり班）

まちづくり班からは、資料の19ページにあります1番～4番と7番・8番をご説明させていただきます。

まず、資料の 20・21 ページの富合町体育祭ですが、今年度につきましては富合校区自治協議会で予算確保ができておりますので、富合校区体育協会主催で 11 月 10 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましては、予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中であり、11 月までには今後の方針が出されます。

次に、資料 22・23 ページの富合町駅伝大会ですが、今年度につきましては体育祭と同様、富合校区自治協議会で予算確保ができておりますので、富合校区体育協会主催で 12 月 1 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましても、体育祭と同様、予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中です。

次に、資料 24・25 ページの富合町成人式ですが、今年度につきましては富合校区自治協議会で予算の確保ができておりますので、富合校区自治協議会主催で来年 1 月 12 日に開催予定でございます。なお、平成 26 年度以降の開催につきましては、こちらも予算を各地区で負担ができるかどうかを区長会にて検討中です。

次に、資料 26・27 ページの富合町文化祭ですが、合併特例区終了後も富合町文化協会主催で継続されます。

次に、資料 32・33 ページのふるさと祭ですが、地域主体で実施する予定で検討中です。

最後に、資料 34・35 ページのさわやか学級ですが、9 クラブが公民館の自主講座へ移行し、4 クラブが廃止ということになります。

まちづくり班からは以上です。

#### 事務局（保健班）

保健班より 5 番と 9 番をご説明させていただきます。

まず、資料 28 ページの健康祭ですが、昨年 11 月の健康祭を最後に廃止するということになっており、それに代わるものとして今年度からは 11 月に実施予定の「南区いきいきフェスタ」で更なる事業展開を図ってまいります。具体的には健康子どもブースを設けて南区全体に広げていく予定です。

もう 1 つ、資料 36・37 ページの保健事業ですが、ふるさと総合健診が廃止となります。これまでのふるさと総合健診に代わり、肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がんと単身の検診を同日に実施する予定であり、それらを組み合わせて受診していただくことで、内容としましては、今までと変わらないものとなっております。今後も受診率が低下していかないように努力していきたいと思っております。

#### 事務局（産業振興班）

産業振興班です。産業祭についてご説明させていただきます。資料の 30・31 ページをお願いします。特例区期間終了後の方針としては、産業祭は廃止と決定しており、昨年 11 月の開催をもって終了しています。また、決算についても 1 月に実行委員会にて報告を終えております。今後の方針といたしましては、毎年 9 月に下北地区 J.A 祭が開催さ

れており、こちらは、これまでの産業祭と重複する部分もありますし、農産物直売所も6年前にオープンし、順調に運営されています。しかし、産業祭で行ってございました農産物の品評会への出品を楽しみにされている方もおられるため、今後このような機会についてJAと検討していきたいと考えております。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第2号」につきまして、ご質問等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

富合町文化祭についてですが、資料27ページの下部に記載してあります「平成25年9月5日付けで文化振興課長他2名の連名で合併経過措置終了後の富合町文化協会への対応についての通知」とはどのような通知ですか。

事務局（まちづくり班）

富合町文化祭は、今までも富合町文化協会主催でしたが、文化協会に対しては、文化祭に限らず、合併特例区から毎年27万円の補助をしておりました。合併特例区終了後は、その補助金がなくなるということになりますが、富合町文化協会からは補助金を継続して欲しいとの要望でした。したがって、文化振興課・まちづくり推進課・まちづくり交流室の3者で「文化協会に対して今後どういう援助ができるのか。」を検討しました結果を書面にし、通知いたしました。

野口 ミナ子 委員

アスパル富合の使用料はどうなりますか。

事務局（まちづくり推進課）

熊本市では公民館の使用料減免要綱というものがあり、そこに記載してある団体は、使用料を減免できるとなっております。ただ、熊本市には、これまで文化協会という組織がなく、その位置付けができていなかったため、使用料を減免できる団体に、文化協会という記載がありません。そこで富合町文化協会が、富合校区自治協議会の構成メンバーでもあることから、文化協会の事業が、校区自治協議会の活動として公民館を利用されるのであれば減免するという方向で検討しているということでございます。

改原 明博 委員

これは1年限りの措置ですか。

事務局（まちづくり推進課）

今は特例区の事業として減免をしておりますが、校区自治協議会は、公民館の使用料減免要綱の減免対象の団体に位置づけられておりますので、今後も減免の措置は続きます。

また、公民館使用料につきましては、特例区期間中は時間単位で貸し出しを行っていましたが、特例区終了後は午前・午後・夜間の区分貸しになります。

野口 ミナ子 委員

皆さん非常に分かりにくい部分だと思いますので、分かりやすい資料をお願いします。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、協議第2号「合併特例区終了後の特例区事業」については、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

田中 榮信 議長

それでは「協議第2号」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、協議第3号「合併特例区終了後の特例区管理施設」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局（まちづくり班）

資料39ページに一覧がありますが、まちづくり班からは1番～3番・5番について説明させていただきます。

まず、資料40・41ページの富合町健康づくり総合センター（雁回館）ですが、アリーナにつきましてはスポーツ振興課に移管し、和室と調理室につきましては富合公民館施設として使用することになります。

続いて資料42・43ページの富合町雁回公園ですが、グラウンド部分はスポーツ振興課に移管となり、都市公園部分は西部土木センター河川公園整備課へ移管されます。

資料 44・45 ページの富合町屋外運動場ですが、テニスコートは学校施設として富合中学校へ移管され、軽運動場につきましてはスポーツ振興課へ移管となります。

資料 48・49 ページの緑川総合運動公園ですが、先般富合校区自治協議会より「今後イベント会場・運動広場として活用したい。」との陳情書の提出がっております。したがって、現在西部土木センター河川公園整備課の所管ですが、富合まちづくり交流室への所管変えを行い、その後、富合校区自治協議会と管理協定の締結を考えております。以上です。

#### 事務局（福祉班）

福祉班です。資料 46・47 ページの富合町老人憩の家についてご説明いたします。10月6日以降は高齢介護福祉課へ移管となりますが、これまでも現場で私共と高齢介護福祉課、現在の指定管理者の熊本市社会福祉協議会、そして新しい指定管理者の4者で打ち合わせを行っております。具体的には備品の移管方法等で、利用者にできるだけご迷惑をおかけしないように円滑な移行ができるように心がけております。送迎バスの運行につきましては、新しい指定管理者からも困難との回答がっておりますが、一方で利用日が週5日から6日へ、利用時間は1時間延長となり、また利用料金も基本的には無料、入浴のみ100円ということになっております。そのため、これまでよりも利用しやすくなるのではないかと思います。以上です。

#### 田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第3号」につきまして、ご質問等はありませんか。

#### 改原 明博 委員

マイクロバスでの送迎が廃止ということは、今まで利用があったということだと思いますが、今後は自家用車等で行かないといけないのですか。

#### 事務局（福祉班）

廃止となった場合は、基本的には自家用車で行っていただくということになります。ただ今年の4月～6月の利用状況を昨年度と比較しますと、運行している月曜日・火曜日・金曜日のうち、月曜日は利用者が減少しております。

#### 改原 明博 委員

今まで利用していた人は不便になりますね。

#### 野口 ミナ子 委員



以前利用者に対して交通手段を尋ねるアンケート調査を行ったと思いますが、その結果はどうだったんですか。

事務局（福祉課）

先程申し上げましたが、その調査の結果ということになります。

改原 明博 委員

南区役所を通るバスは誰も乗っていないし、老人憩の家へ行くようなルート変更するというのはできないですか。

事務局（福祉班）

路線バスはバス会社が道路運送法に基づき運行しているもので、それについて私から答えるのは難しいです。

野口 ミナ子 委員

校区自治協議会ができ、当分の間、事務所は会長の自宅内に置くことになりましたが、富合校区自治協議会事務所の現在の状況と特例区終了後のことについて教えてください。

事務局（まちづくり推進課）

校区自治協議会が公民館施設を利用する場合、使用料は無償となりますので、会長宅を事務所としながら、併せて役員会等は公民館施設を利用している状況です。今後もそのように活動されていくものと思います。

野口 ミナ子 委員

コミセンができるまで時間がかかるとはと思いますが、それまでの支援はないんですか。

事務局（まちづくり推進課）

校区自治協議会の事務所の場所が確保されるまでの支援として、富合校区自治協議会が役員会等で公民館施設を利用する場合は無償とさせていただいているものです。

米原 靖雄 委員

コミセンの建設は現在どのような状況ですか。

事務局（まちづくり推進課）

地域の方より、「コミセンは南区役所の東側駐車場に建設して欲しい。」との要望がありますが、区画整理事業の場所なので、現在は保留です。

松永 隆 委員

話は変わりますが、「新市基本計画掲載事業（富合町域）関連事業に係る資料」9ページの道路についてです。先日より話が出ている富合宇土南北線ですが、このままずっと地権者との話し合いが進まない状況が続くのであれば、計画自体が中止になってしまう可能性があるのかということ、また、買収が済んでいるところまで工事を進めるのか、この2点をお伺いしたいのですが。

事務局（富合地域整備室）

富合地域整備室でございます。幹線道路の整備から先に進めており、ご質問いただきました富合宇土南北線については平成21年度から始め、現在240mほど整備ができております。残りについては地権者と相談しながらしているところですが、この事業は新市基本計画のとおり平成29年度の完成を目指し進めていく予定です。

松永 隆 委員

平成29年度までにできなかつたらどうするのか、ということが不安です。地権者の方と折り合いがつかないからといって、説明会等もせずにそのままにしておくのですか。

事務局（富合地域整備室）

説明会は個別ではなく地域ごとに行っている状況です。地権者の方へのご相談は西部土木センターの用地課が中心となっておりますが、富合宇土南北線は「富合地域の南北の幹線道路」と位置付けおり、完成を目指して頑張りたいと思っております。

松永 隆 委員

頑張っているのはわかっていますが、新市基本計画の事業年度である平成29年度までに完成できなければそれで終わりですか。

事務局（富合地域整備室）

新市基本計画事業としては平成29年度までですが、この道路につきましては南北の幹線道路として熊本市の道路整備プログラムにも位置づけられた道路ということですので、平成29年度まで継続していきます。

松永 隆 委員

平成29年度以降も継続ということで考えていいんですか。

事務局（富合地域整備室）

平成 29 年度以降の計画につきましては、継続するというをこの場ではっきりとは申し上げられません。5 年先のことでありますので、まずは、平成 29 年度までに整備が完了するよう努めているところでございます。

松永 隆 委員

担当者の異動できちんと引継ぎができておらず、平成 29 年度以降には、「そんな話は聞いていない」等となるのを心配しています。

現在、用地買収が済んでいるところは、先に工事を進めるんですよね。

事務局（富合地域整備室）

工事は順次進めていきたいと考えております。

松永 隆 委員

私たちも、このような場で意見が言えるのは今日で最後ですので、言わせていただいています。

定期的に地権者の方へ状況を説明するなかで、「歩道があった方がいいかな。」等と改めて感じ、認識が変わる可能性が出てくるかもしれませんので、継続的に働きかけて、そのままにしてしまわないようにお願いします。

田中 榮信 議長

他に何かご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、「合併特例区終了後の特例区管理施設」については、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

田中 榮信 議長

それでは「協議第 3 号」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

それでは、次に進みます。協議第 4 号「合併特例区終了式（案）」につきまして、事務

